

各種団体への補助金・交付金の取扱いについて

各種団体への補助金・交付金の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 3 月 2 2 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 各市町村同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
- (2) 各市町村独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止する方向で調整する。